

令和6年1月1日

特掲診療料の施設基準に係る手術

歯科点数表第2章第9部手術の通則4に掲げる手術

○ 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等

(顔面多発骨折観血的手術、上顎骨形成手術)

令和5年=161件実施

イ 上顎骨悪性腫瘍手術等

(上顎骨悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顔面悪性腫瘍
切除術)

令和5年=1件実施

エ 母指化手術等

(自家遊離複合組織移植術, 顕微鏡下血管柄付きのもの)

令和1年=1件実施

日本大学歯学部付属歯科病院